

水再生プラザ等廃蓄電池等収集運搬・処分業務仕様書

1 業務内容

本業務は、本市水再生プラザ（下水処理場）及び汚泥処理施設から発生する廃蓄電池類の収集運搬、中間処理又は最終処分までを廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）及び関連法令に従い行うものである。

2 収集場所

創成川水処理センター

札幌市北区麻生町8丁目1番15号

※収集運搬の回数は業務の期間中1回

3 産業廃棄物の種類・収集量・保管状態

種類	排出量目安 ※1	保管状態
鉛蓄電池	600 kg 程度	種類ごとに分類して段ボール箱等に入れてまとめて保管
ニッケル・カドミウム電池	20 kg 程度	
ニッケル・水素電池	90 kg 程度	
リチウムバッテリー	20 kg 程度	

※1 収集量は概算値であり、実際と異なる場合がある。

4 再生・処分の方法・場所

廃棄物の種類	処分・再生方法	処分・再生場所
鉛蓄電池 ニッケル・カドミウム電池 ニッケル・水素電池 リチウムバッテリー	切断、破碎、洗浄、選別、中和、焼却、焙焼、埋立、金属等の再生化・資源化处理※2	受託者の中間処理施設 又は最終処分場

※2 中間処理産業廃棄物が再生化・資源化される場合を含む。なお、不可能な混入物・残渣についてはこの限りではないが、可能な限り再生化・資源化に努めること。

5 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

6 提出書類

(1) 契約時までに

廃掃法施行令第6条の2第4号及び廃掃法施行規則第8条の4で契約書に添付すべき書類として定められている以下のもの

- ア 特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し
- イ 特別管理産業廃棄物処分業の許可証の写し

ウ 産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し

エ 産業廃棄物処分業の許可証の写し

(2) 業務履行前までに

ア 業務代理人指定通知書 1部

所定の様式があるので業務主任と打ち合わせることを。

(3) 完了時

ア 完了届

イ 業務委託内訳書

所定の様式があるので業務主任と打ち合わせることを。

(4) 随時

ア 産業廃棄物管理票（マニフェスト）

法規定に基づき、収集場所、廃棄物の種類ごとにマニフェストの記載を行うこと。

イ その他

業務主任の指示により提出する。様式は業務主任と打ち合わせることを。

7 環境に配慮した業務履行

受託者は、受託業務における環境負荷の低減を推進するため、次の事項について積極的に取り組むこと。

(1) 省資源・省エネルギーの推進

(2) 廃棄物の減量及びリサイクル

(3) 環境汚染の危機管理の徹底

(4) 環境関係法令の遵守

(5) 自動車使用時における環境負荷の少ない車両使用及びアイドリングストップなどの環境配慮運転

(6) 業務に係る用品等のグリーン仕様品（エコマーク商品等）の使用

(7) 業務従事者に対する上記の内容についての適切な教育と訓練

8 契約金額の支払いは、次のとおりとする。

契約金額の支払いは、単価契約の一括払いとし、業務完了後に検査を実施し、合格の場合にはその出来高に応じた請求をすることができる。なお、単価契約における出来高については支払金額の小数点未満は切り捨てとする。

9 業務従事者等の配置及び職務

(1) 委託者は、業務担当職員（業務主任）を定め、受託者に書面で通知するものとする。また、その内容を変更したときも同様とする。業務担当職員は受託者に対して常に状況に応じた監督を行うものとし、受託者は業務の履行に関する改善指導等がなされた場合には、速やかに措置等をし、結果を委託者に報告しなければならない。

(2) 受託者は、業務代理人を定め、書面をもって委託者に通知しなければならない。また、その内容を変更したときも同様とする。業務代理人は、委託者との連絡調整及び業務従事

者に対する指示及び指導を行う者であり、常に連絡場所及び連絡方法等を明らかにしなければならない。

10 留意事項

- (1) 業務履行にあたり、本市が管理する施設の維持管理に支障を及ぼさないこと。
- (2) 運搬する産業廃棄物の積み込みについては、当該施設職員の承諾を受け、すべて受託者の責任において行うこと。
- (3) 業務履行日時については、本市業務担当職員と協議すること。
- (4) 業務に必要な管理票（マニフェスト）は受託者において用意し、産業廃棄物管理票制度に従い、管理票に必要事項を記入し、適切な処置をとること。
- (5) 業務量は重量計により計測したものとする。これにより難しい場合は、業務履行前までに本市業務担当職員と打ち合わせを行い、承諾を得ること。
- (6) 業務履行に直接関係のない施設には立ち入らないこと。ただし、やむを得ず立ち入る必要が生じたときは、当該施設職員の承諾を得ること。
- (7) 実施にあたり、運搬物が漏出又は飛散しないようにシートで覆う等の措置を行うこと。施設又は路面等を汚染した場合は、受託者の責任において、速やかに清掃及び散水を行う等その清潔の保持に努めること。

以 上